

平成29年11月

京都市内の農業者の皆様

京 都 市

〔産業観光局農林振興室農政企画課〕
〔都市計画局都市企画部都市計画課〕

生産緑地法等の改正に関する説明会の御案内

晩秋の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市農林及び都市計画行政の推進について、種々御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が国において制定され、都市農地は農産物の供給だけでなく、防災、景観、環境の保全等の多様な機能を果たすものとして、積極的に保全・活用を図っていくことが示されました。その具体施策として、平成29年6月に生産緑地法等が改正されました。

そこで、皆様の今後の農業経営に係る事項を含む法改正の概要等について、下記のとおり説明会を開催いたします。御多忙の折とは存じますが、御参加いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 今回の法改正に関する税制の措置については、今後国から内容が示されることとなっているため、説明内容には含みません。御了承ください。

記

1 日 時 平成29年11月30日（木）13：15～14：45
（開場・受付13：00～）

2 場 所 京都工業会館 4階 講堂（裏面地図参照）
京都市右京区西京極豆田町2番地，TEL075(313)0751

3 定 員 約150名（定員に達した場合は調整させていただきます。）

4 内 容

(1) 生産緑地法等の改正について

〔面積要件の変更，建築できる施設の拡大，特定生産緑地制度，都市計画運用指針（生産緑地の一団の考え方）の改正，田園住居地域の創設 等〕

(2) 「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」（案）に関する市民意見募集について

(3) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律案の概要

5 参加申し込みについて

11月22日（水）までに以下の農業振興センターにお申込みください。

（受付：平日 8:30～17:00）

○北部農業振興センター（北，左京，上京区の方） TEL 493-6660

○西部農業振興センター（中京，下京，南，右京（京北除く），西京区の方） TEL 321-0551

○東部農業振興センター（山科，伏見区の方） TEL 641-4340

会場「京都工業会館」のご案内

■ 住所 〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町2番地

■ 連絡先 TEL075(313)0751 FAX075(313)0755

■ アクセス

<公共交通機関>

○阪急電鉄 西京極駅下車東へ徒歩約10分

○市バス 京都駅B乗場より205西大路花屋町下車徒歩約15分

京都駅C乗場より33大門町下車徒歩約5分

京都駅C乗場より73中の橋五条下車徒歩約5分

<駐車場>約80台(無料)

※スペースに限りがあるため、乗合せに御協力をお願いします。

